

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率
のかさ上げ措置の継続及び道路財源の安定的確保を求める意見書の提出
について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙
のとおり意見書を提出するものとする。

平成29年12月22日 提出

提出者	周南市議会議員	福	田	健	吾
賛成者	周南市議会議員	得	重	謙	二
		青	木	義	雄
		金	子	優	子
		兼	重		元
		清	水	芳	将
		田	村	隆	嘉
		田	村	勇	一
		土	屋	晴	巳
		古	谷	幸	男

(別 紙)

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく補助率
のかさ上げ措置の継続及び道路財源の安定的確保を求める意見書

道路は、豊かな市民生活や、企業の産業・経済活動などを支える最も重要で大切なインフラの一つであることはもちろんのこと、近年頻発する大規模災害発生時には、一刻を争う被災者の救助活動や、迅速な支援物資の輸送等において欠かすことのできないライフラインでもある。

また、少子高齢社会が急速に進行する今日にあって、地方自治体が人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会の創出を目指して進める「地方創生」の取り組みにおいても、施策・事業を展開していく上で基盤となる施設でもある。

このため、全国の地方自治体では、財政状況が厳しい中、財源の捻出・確保に鋭意努め、進行する道路施設の老朽化等に対応を図るとともに、時代の要請に応えたまちづくりを推し進めるため、新たなネットワークの構築等に向けて道路の新設事業などにも取り組んでいるところである。

本市においても同様で、道路施設の老朽化対策や防災・減災のための備えは急務の課題である。

こうした状況下、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）に基づく、補助率等のかさ上げ措置が、平成29年度末をもって期限切れを迎えようとしている。

道路財特法の時限措置が切れ、かさ上げ分5%がなくなることは地方自治体にとって大きな痛手であり、道路整備事業そのもの、さらには今地方自治体が進めている地方創生の取り組みなどへの影響ははかり知れない。

よって、国に対して道路財特法の補助率のかさ上げ措置の平成30年度以降の継続、さらには今後とも道路整備に伴う安定的な財源の確保を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

山口県 周南市議会